

徳島県病院局告示第三号

地方自治法の一部を改正する法律（法律第十九号）附則第二条第四項の規定により準用する同条第三項の規定によりなお従前の例によることとされる同法附則第七条の規定による改正前の地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十三条の二の規定により、令和六年四月一日次のとおり私人に歳入の徴収の事務を委託した。

令和六年六月二十八日

徳島県病院事業管理者 北 畑 洋

委託した事務	委託した私人
徳島県病院事業の設置等に関する条例第十条第四項の規定による使用料の徴収の事務（徳島県立中央病院に係るものに限る。）	合建警備保障株式会社
徳島県病院事業の設置等に関する条例第十条第四項の規定による使用料の徴収の事務（徳島県立三好病院に係るものに限る。）	ダイヤモンドサービス 代表 青木 由治